# （仮称）荒川区 まちづくりマスタープランについて

## １．（仮称）荒川区まちづくりマスタープラン（正式名称：都市計画に関する基本的な方針）の位置づけ

**都市計画法**

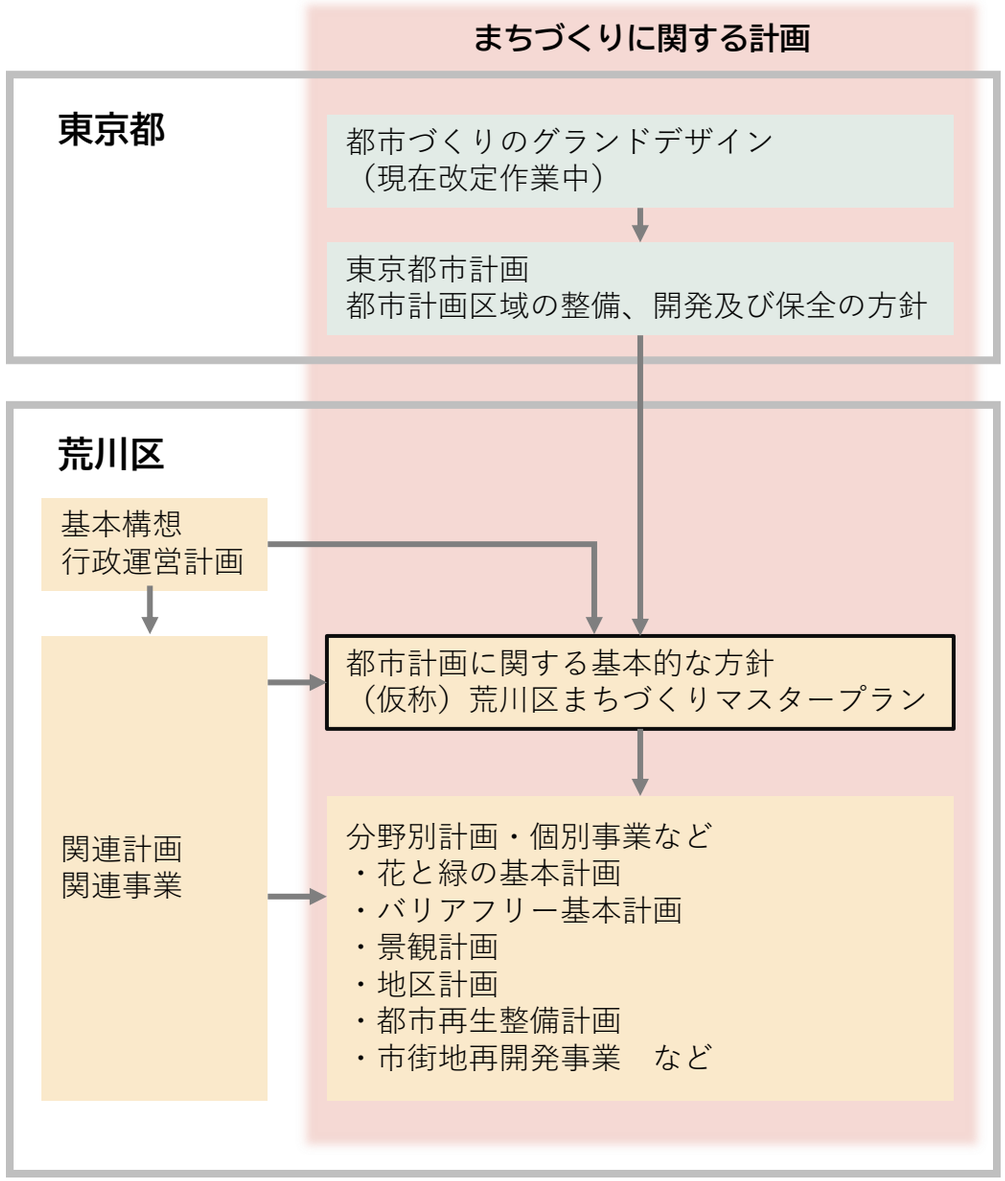
（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二　市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の**都市計画に関する基本的な方針**（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

３　市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

４　市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。




## ２．荒川区におけるこれまでの変遷と今後の予定

平成　４年６月　都市計画法改正により、市町村が都市計画に関する基本的な方針を定める責務を有することに

平成　９年３月　**都市計画に関する基本的な方針（荒川区都市計画マスタープラン）策定**

平成１９年３月　荒川区基本構想策定

平成２１年３月　**都市計画に関する基本的な方針（荒川区都市計画マスタープラン）策定**

---

令和　８年度　　荒川区基本構想策定（予定）

令和　９年度末　**都市計画に関する基本的な方針（荒川区まちづくりマスタープラン）策定**　**（予定）**

## ３．通称名の変更について

都市計画に関する基本的な方針については、都市計画の決定・変更や個別の都市整備に係る事業を進める上での基本的な方針としての役割だけでなく、**区民や事業者等のまちづくりに対する理解を深め、共通の認識の下で様々な主体の連携による多様なまちづくりを進める上での指針**として機能することが求められるようになってきている。

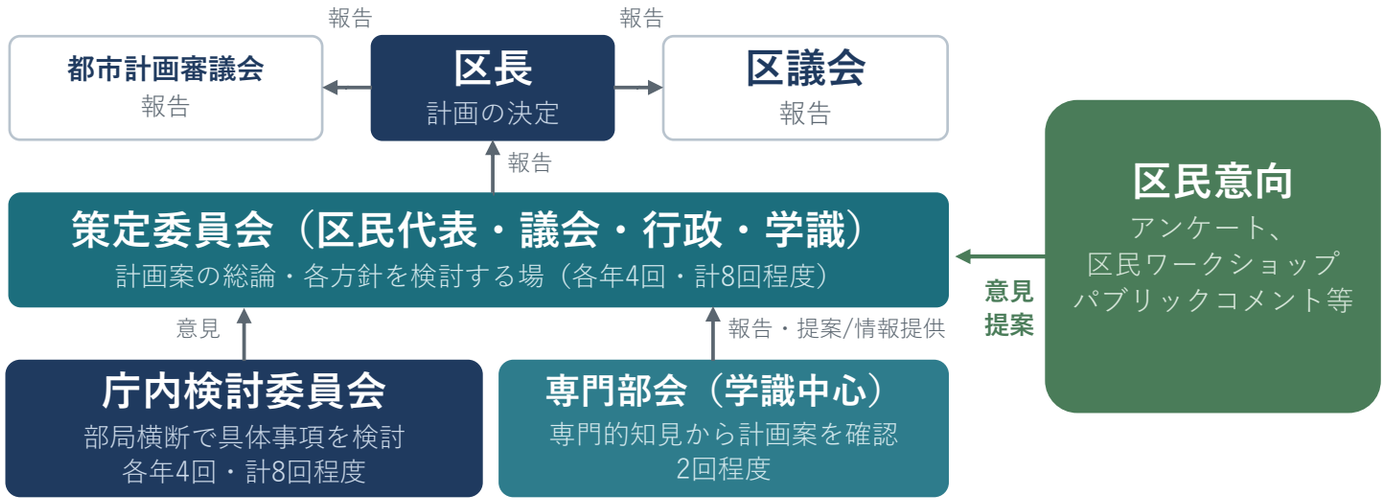
荒川区においても、区民や事業者の方々に**分かりやすく、より身近な指針とし、共にまちづくりを進めていくために、通称名を「荒川区まちづくりマスタープラン」**に変更したいと考えている。

# 荒川区　まちづくりマスタープラン策定　検討の進め方

## １．検討の体制（会議体の役割分担）

**【ポイント】**

- ◆ **策定委員会＝総論・各方針を検討**
- ◆ 庁内検討委員会＝部局横断で具体事項を検討
- ◆ 専門部会＝学識経験者による専門的妥当性の確認（R9）
- ◆ 区民参加の意見は各段階で計画へ反映




## ２．段階的な検討の流れ（基礎調査から最終案まで）

| | 基礎調査・課題整理・将来像の検討 | 骨子案の作成（令和8年12月頃） | 改定素案の作成（令和9年3月頃） | 改定案の作成（令和9年10月頃） | 最終案・公表（令和10年3月） |
|---|---|---|---|---|---|
| **策定委員会** | 第1回：<br>・策定方針の検討に向けた、現況・課題の確認<br><br>第2回：<br>・現況・課題の確認<br>・アンケート結果の共有<br>・将来像（仮）の検討 | 第3回：<br>・基本理念・基本目標、将来像・全体構想等の、骨子案の確認<br>・施策の方向性の検討<br>・ワークショップの報告 | 第4回：<br>・分野別の整備方針案、地域別の整備方針案の確認<br>・ワークショップの報告 | 第5～7回：<br>・マスタープランの進行管理のための評価指標の確認<br>・改定案のまとめ | 第8回：<br>・パブリックコメントや説明会結果を反映した最終案の確認<br>・本編・概要版・子ども版の確認 |
| **庁内検討委員会** | ・上記事項の具体的な内容の検討・調整<br>・下記事項の検討・確認 | | | | |
| **区民意向** | ●区民へのアンケート<br>●第１回ワークショップ（資源・課題抽出）<br>●第２回ワークショップ（課題→解決手段） | ●第３回ワークショップ（将来像検討） | | ●ステークホルダーへのヒアリング<br>●第４回ワークショップ（今後の地域活動に向けて） | ●パブリックコメント<br>●説明会 |